

当会会員施設の皆様へ
 (府保健所管轄区域)

大阪府訪問看護ステーション協会

訪問看護師による在宅療養者への健康観察支援事業 (仮称)
 協力訪問看護ステーションの募集について

拝啓 盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は当会活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、この度、大阪府より、府保健所が行う新型コロナウイルス感染症陽性者への健康観察支援事業の依頼があり、当会では、本事業につき、府と委託契約を行うこととなりました。(健康観察支援事業の概要は以下をご参照下さい)

つきましては、本事業に参加、登録いただける訪問看護ステーションの募集を行います。本事業に賛同しご協力いただける訪問看護ステーションは、当会特設ページ設置の応募WEBフォームより、①事業所名、②管理者氏名、③健康観察可能曜日、時間、④可能訪問地域(管轄保健所単位)等をご入力の上、送信ください。

「健康観察対応マニュアル」、Q&A、関連資料等は、当会「健康観察支援事業」特設ページで閲覧、ダウンロードができます。

緊急事業であり、正式な手続きは後日となります。ご登録いただきました事業所には、当会より仕様書、委任状、口座振り込み書、返信用封筒をお送りします。

記

Q&A や応募フォームは以下の「健康観察支援事業」当会特設ページより
<https://daihoukan.or.jp/kenkoukansatu-2021-page/>

～本事業の緊急説明会をオンラインで開催します(当会HP参照・申込要)～
 7月14日(水)18:00～18:30・7月16日(金)12:30～13:00

【健康観察支援事業とは】

新型コロナウイルス感染症陽性の在宅患者には、保健所が電話で健康観察を行いますが、電話で状況確認が困難な高齢者等において、保健師に代わり訪問看護師が訪問し健康観察を行う

【契約方式】

大阪府と当協会(及び本事業実施の訪問看護ステーション/会員)が委託契約(集合契約)

【健康観察業務】

対象：コロナ陽性者で自宅療養・待機者のうち保健所が必要と判断、本人の同意がある患者

対象地域：府の保健所管轄(池田、茨木、守口、四條畷、藤井寺、富田林、和泉、岸和田、泉佐野)

依頼：保健師が、登録訪問看護STへ依頼、情報提供(電話後、メールで依頼書送付)します
 依頼時点(日)の状況で、当該患者の依頼を受ける受けないを保健師に回答下さい。

実施：訪問看護ステーションが健康観察(健康相談・観察・療養指導)し、保健師へ速やかに電話報告後、翌日報告書送付。感染予防の観点より居室滞在時間は15分を想定。

委託料：看護師一訪問当たり20,000円、出務関連費50,000円(一事業所1回限り)

- ★患者宅設置のパルスオキシメーターで、SPO2を測定、状態観察、療養指導を行う
- ★N95マスクやガウン、手袋、キャップ、足袋、フェイスシールド、ゴミ袋等は管轄保健所で配布
- ★救急要請、入院要請は、保健所が行います。
- ★介護保険や医療保険による訪問看護ではありません。

委託料の支払い：月末締め、翌月10日までに当会に実績報告(請求)、同翌月末支払い